



# NISSEI TOPIC

## 第 26 回柔道整復療養費検討専門委員会開催される



### ◎オンライン資格確認局長通知（案）、利用規約（案）承認

令和 5 年 10 月 26 日（木）午後 5 時から約 1 時間にわたり『第 26 回柔道整復療養費検討専門委員会（以下、検討専門委員会という）』が日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D において開催されました。日本柔道整復師会は Web で参加し、日整側委員として齋藤武久委員、田代富夫委員、柏木久明委員が出席、傍聴席では長尾淳彦会長、竹藤敏夫副会長、森川伸治副会長、山崎邦生保険部長が出席しました。

今回の検討専門委員会は「柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について」の【局長通知の改正について（案）】、【資格確認限定型の利用規約について（案）】の議論が展開されました。

### ●局長通知改正案提示

遠藤久夫座長（学習院大学経済学部教授）の進行により、有識者、保険者、施術者の各委員の出席の下、厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長中園和貴氏から説明がありました。

室長から第 25 回検討専門委員会で承認された「保険局長通知を改正して、令和 6 年 4 月以降、資格確認の方法に「オンライン資格確認」を位置づけることとともに、令和 6 年秋以降、導入を義務化することを基に、「局長通知改正（案）」について、「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約（案）」について詳細な説明がありました。

まず、協定書別紙の 18 受給資格確認等にオンライン資格確認という文言が入り、

また、「オンライン資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守することの文言が入っています。そして、令和 6 年 4 月以降「オンライン資格確認」を位置づけることの説明がありました。続いて、一般条項として個人情報の取扱いについて項目の追加、特に患者がオンライン資格確認によって療養費を受療する資格があることの確認を受けることが出来るよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない」とあり、令和 6 年秋以降「オンライン資格確認」を義務化するとなりました。また、被保険者証は追って、資格確認証に変更されることの説明がありました。

2 面に続く

## ● やむを得ない場合（事由）について

受領委任払いを行っている施術所については、「やむを得ない場合（事由）」を除き、令和6年秋以降、オンライン資格確認を導入することが必要になりますが、「やむを得ない場合（事由）」の具体的内容については令和6年4月以降の導入状況や個人事情などを斟酌しながら追って通知等で示されるとの発言がありました。

## ● 資格限定型オンライン資格確認等システム利用規約について

このオンライン資格確認を利用する施術所に対しては、ポータルサイトからオンライン資格確認の利用申請を行う際に、利用規約への同意を求め、適切な利用を図ることから、とくに

**「資格確認限定型端末」：マイナ資格確認アプリをインストールした端末（業務用のみに用いるものが望ましい）**についての記載、また、サービス利用者は規約、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、**個人情報保護法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」**等対象期間ごとに適切な規則に従い、適切にサービスを利用するという文言が変更、追記されています。

## ● 議論

この説明を受けて、日本柔道整復師会を代表する田代委員から、端末使用に関し個人端末の使用は可能であるかどうかを質問し、厚労からはレセコンはメイン端末であるが、往療等も考慮し、タブレット、スマートフォンをサブで登録することも想定している。業務用のみとするか個人使用を登録するかは業務用のみを登録することが安全管理上望ましいことを述べ、個人用も想定しているが、管理上留意してほしいことも通知する予定であると述べられました。

柏木委員からは手引き書について質問し、内容等が理解できない柔道整復師は

【オンライン資格確認等コールセンター】に問い合わせるとオペレーターが親切、丁寧に説明するとの確約を得ることが出来ました。この点では設定等に不得手な会員等には朗報だと思います。

続けて、補助金の申請について、申請、支払いはいつ頃までなされるか、どの程度の期間を考えているかについて質問をしました。室長からは、今年度、また来年度4月以降も費用補助が継続できるよう調整しているところであること、また、補助に必要な調査も行っていくとの回答でした。12月ごろから始まる、「接続、運用テスト」に使用するマイナンバーカードは個人のもので行ってほしいとの発言もありました。

施術者側から登録について質問があり、故障した場合、紛失した場合は直ちに登録することが出来るかとの質問に、ポータルサイトで可能である旨の回答がありました。

田代委員から、補助金申請について、間違っただけに申請できなかった場合、再度申請できるかとの質問には、個別状況をみるが、補助対象は1つのものとして申請するのが基本であり、申請時には良く検討して申請してほしいとの回答を得ました。つまり、私たちが気をつけなければならないのは、補助金申請は1回のみとなっていることです。従って、購入機器を何度かに渡って購入したとしても申請は1回きりということになりますので、纏めての登録・申請をお願いいたします。

## ● 「やむを得ない場合（事由）」

施術者側から「やむを得ない場合」について言及があり、その期間はどのくらいを考えているのかとの問いに、令和6年4月以降の利用状況、導入状況、斟酌すべき状況をみながら考えていきたいとの回答でした。施術者側から、利用者のことを考えれば早めに周知することをお願いしたいと申し入れがありました。

## ● iPadのカードリーダー

齋藤委員から、タブレットでもiPadを利用する場合はカードリーダーが必要になるため別途購入が必要になるが、PCとは別に購入することが必要となると思われるが、その場合の購入費用は補助金の対象になっているかの問いに、iPadのカードリーダーは読み取り機能がなく、カードリーダーが必要となる。この件に関してはポータルサイト上で機種を公表する予定であり、iPadのカードリーダーは補助金の対象となると考えているとの回答を得ました。つまり、PC、iPadの両方でカードリーダーの購入が可能ということになりますが、今後のポータルサイト上でのアナウンスに注意をさせていただきたいと思います。

## ● 機器の購入について

カードリーダー、PC、モバイル（タブレット、スマホ等）の申請、登録をさせていただきますが、カードリーダーの購入に関しては、現在、日整でスケールメリットを生かした方法で、高性能で安価な機器の購入ができないか、検討しています。できる限り早めのプレリリースを考えていますのでご承知おきください。

## ● 日整のオンライン資格確認の説明状況について

保険者側から一問一答で回答してほしいという旨の発言があり、「やむを得ない場合」について等、諸々の発言がありました。それに対し、室長はやむを得ない場合について導入状況や斟酌すべき事由を確認すべきと考えていると重ねての回答がありました。

更に、保険者側から日整に対し、オンライン資格確認について」の説明はどうしているか、今後どうするのかとの質問に、齋藤委員から、すでに日整では、日整から各都道府県へ、また各都道府県でも会員向けにオンライン等で説明会を行っており、今後もしっかりと周知を図っていくと回答しています。

また、「やむを得ない場合」について「資格確認システムに参加できない柔整師があらかじめ必要な体制を整備しなければならない」となっているが、この点を持って受領委任停止という議論にならないよう以前から特段の配慮を要望している。

期限までに必要な体制を整備できない柔道整復師が存在することは考えられるところであり、これをもって直ちに受領委任の停止という判断をすることは望ましくないと考えている。ある程度の期間を得て体制整備が出来る場合もあるので、停止よりも経過措置を考えていただきたいと要望しています。

## ● 厚生労働省案承認

遠藤座長から、議論も出尽くしたと思われるところから、「柔道整復師の施術所におけるオンライン資格確認について」、局長通知の改正のイメージ（案）と資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約（案）に対し、異存はありませんかの問いに全員首肯し、提示（案）どおり承認されました。このオンライン資格確認は大きく前進したことになります。

## ● 厚生労働省担当室長による説明会

以前より、厚生労働省は丁寧な説明に努めるということでありました。そこで、日本柔道整復師会としても以下の通り、厚生労働省室長を招聘し全国社団に対し説明会を開催することを決定しております。会員各位にはタイトなスケジュールではありますが、令和6年秋には義務化されていくということが決定しておりますので、是非、早めのご準備、ご対応をお願いしたいと思います。

令和5年11月7日（火）、厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長中園和貴氏をお招きし、オンライン資格確認についてご説明していただくこととなりました。ご多忙のところ恐縮ですが**各都道府県会長と保険部長の参加をお願いいたします。**

## オンライン資格確認に係る説明会（WEB）の開催

1 日時 令和5年11月7日（火）

13時30分～14時30分

2 場所 都道府県柔道整復師会（WEB開催）

\*自宅からの参加も可

3 案件 オンライン資格確認について